

山梨県公報

第十四百二十四号

平成十五年

十月二十日

月 曜 日

目 次

農地法第三条第二項第五号かつこ書等の規定による別段の面積の一部改正…………… 六六七

都市計画の変更…………… 六六七

字の区域変更…………… 六六七

告 示

山梨県告示第五百十四号

農地法第三条第二項第五号かつこ書等の規定による別段の面積(昭和四十六年山梨県告示第九十七号)の一部を次のように改正し、平成十五年十一月十五日から適用する。

平成十五年十月二十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一の表中「足和田村」を「富士河口湖町(旧足和田村の区域に限る。)」に、「勝山村、河口湖町」を「富士河口湖町(旧河口湖町及び旧勝山村の区域に限る。)」に改める。

山梨県告示第五百十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成十五年十月二十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 都市計画の種類
 - 甲府都市計画道路 (三・四・二八号 竜王駅前線)
 - 二 都市計画の変更に係る土地の区域
- 縦覧に供する図書に明示する部分

三 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県土木部都市計画課

山梨県告示第五百十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、上野原町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。なお、この処分は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成十五年十月二十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

変更前の字の区域	変更後の字の区域
大字新田字篠久保六三四の一部、六三八の一部及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部並びに六三三の二に隣接する水路である国有地の全部	大字新田字川井田
大字新田字杉島八四四の三から八四四の五まで、八四七の三、八四八の五、八四八の一六から八四八の二二まで、八四五の二の一部及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地の全部	大字新田字篠久保
大字新田字川井田七一八の三、七一九の三、七三九の六、七三九の七、七四二の一部、七四三の一部、七四四の一部及びこれらの区域に介在する水路である国有地の全部	大字新田字腰巻
大字新田字稲干場九三四の一部、九三七の一部、九三九の二及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地の全部	大字新田字稲干場

大字新田字杉島八六五の二の一部、八六九の二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部

大字新田字腰巻九八七の一の一部、九八八の三、九八八の四、九八九の三、九九〇の二及びこれらの区域に介在する水路である国有地の全部